

## 反貧困ネットワーク広島の総会を実施

6月11日、広島弁護士会館で反貧困ネットワーク広島の総会を行い、事業活動と収支決算の報告承認、事業計画案、活動予算案、役員選任案の承認をいただきました。

今後の業務報告としては、昨年度4回のなんでも電話相談会の相談件数が141件に上ったこと、13回のほっとサロンお食事会参加者が延べ220人であったこと、シェルター利用人数が125人、2009年5月開設以後、2023年3月末日までで1,864人(単身者1,723人、夫婦・親子95人、その他4人)に上ったこと、全事業支出合計額が2,457万円となったことが報告されました。

事業計画としては、シェルター13室の継続運営、カウンセ

リング、ほっとライン、ほっとサロン(お食事会)など、4月1日から活動を開始した居住支援法人としての取り組みと合わせて退所後の支援を強化することを承認いただきました。

新たに役員として、広島県生活協同組合連合会副会長の横山弘成さんに、副理事長に就任していただきました。同連合会には、昨年、広島市コロナ影響生活困窮者緊急支援事業にあたり、食品、日用品調達搬入にご協力いただきました。

また、当法人理事でもある広島県労働者福祉協議会久光博智会長から40万円の助成金贈呈といううれしいお知らせもいただきました。

## 総会記念講演会報告

弁護士 寺本 佳代

コロナ禍を経て、久しぶりの記念講演会でした。京都市北区で居住支援事業に取り組まれている特定非営利活動法人くらしコープから、居住支援担当の椋平芳智さんに広島まで来ていただき、取り組みの内容や課題などについてご報告いただきました。最初の自己紹介で、椋平さんは京都府職員(公務員)をしながら、NPOの活動にも取り組まれていることを知り、驚きました。現在は、全く異なる部署にいらっしゃるようですが、もともと空き家対策や住宅セーフティネット等を取り扱う部署で働いていたことから、居住支援事業の趣旨や経過について詳しい知識を持っていたため、二足のわらじもそんなに負担になることなく、主に書類作成や広報活動、関係機関のネットワークづくりという分野で活躍されているようです。

NPOの設立趣旨は、高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育てする者、大学生等(要配慮者)の生活支援等を会員が行うことにより、地域福祉の増進や住みやすいまちづくりに貢献することとされており、その延長線上に居住についても特別な配慮を要する人たちの住まい探しを支援する活動をされています。具体的な支援内容をいくつかご報告いただいたところ、支援対象者は当NPOと重複する方々もいながら、より広い範囲の(例えば、経済困窮はないが、高齢、障害、持病のために単独では住まいを探すことができない)方を支援の対象とされていることが分かりました。

また、当NPOのスタッフである成田さん、塩見さんから、支援の具体例や現在の課題などについて、報告していただきました。2人とも、なかなか緊張しているようでしたが、あらためて当NPOの現在の活動内容と到達点、課題などを整理して見つめ直すことができ、参加者の皆さんにも分かりやすかったのではないかと思います。

椋平さんからは、運営費の不足やスタッフ確保に苦

慮している点で、当NPOと課題は同じだが、スタッフが全員70歳前後であるのに比べて、若い世代の専属スタッフのいることがうらやましいといった発言もありました。

個人的に印象に 居住支援事業の課題を報告する椋平氏残ったのは、関係機関もスタッフも適材適所が必要不可欠という点です。例えば、支援の際には、1つの法人だけでなく、行政、関係団体、他の居住支援法人との連携を深め、それぞれの得意な部分を活かして、柔軟に支援の申し送り、あるいは、引受けをすることで解決につながることに、日ごろから関係機関での情報共有や信頼関係の構築が必要だということ、業務の目的と範囲を明確化して、専属で活動することができなくても、スタッフそれぞれが得意な分野を活かせば、その力を十分に発揮することができること、などです。

当NPOも、2008年の立ち上げから15年が経過し、少しずつ活動の規模も範囲も大きくなっています。関係機関の緩やかなつながりの中で継続してきた活動ですが、規模が大きくなれば組織化や業務管理の共通化を避けて通ることはできません。業務の目的や範囲を明確化し、進捗管理や記録の仕方を見直すことなどにより、引き続き組織体制の構築を検討していく予定です。組織体制構築に興味がある方、活動に参加してみませんか？



# シェルター運営に関する広島市への要望

反貧困ネットワーク広島は、シェルター運営に係る生活保護の適用を6月14日に広島市に要望しました。

シェルターを利用する人は、住居をも失った人たちであり、生活保護が1日でも早く認定される必要があります。保護の決定が法定の14日ぎりぎりになるケースがほとんどであり、そうなるとうシェルターの余裕もなくなり、その後の支援にも影響するとして、速やかな保護決定を要望しました。

今年度の基準改定の説明会でも要望しましたが、保護の申請を受けた区からシェルター利用の要請があるのですが、シェルターの所在地や確保する住居は別の区になることがあります。その場合、所持金がほとんどなく申請区までの交通費や生活費に支障が出るのがよくあります。保護を決定していれば、当該月の保護費は支給が可能であるはずであり、速やかな保護費の支給とともに、申請区のケースワーカーが保護費を持参するなど、受給者が困らないような配慮をしてほしいと依頼しました。

シェルター利用者が一時生活支援事業を適用されている場合、その間は生活費が支給対象になりません。このため、たまたま月末にシェルターを退去する人は当月分の生活費の支給はなく、翌月の生活保護費の支給は住居を確保した区から3日以後しか支給できない仕組みになっています。シェルターを退去したらたちまち生活費がない状態に陥ることになるのです。そのため、利用者が困らないような対応を広島市として検討してもらおうと要望しました。



市担当者（右3人）にシェルター運営についての要望を伝える

## ろうふくエール基金助成をいただきました！！

6月20日、広島県労働者福祉協議会久光博智会長から、「ろうふくエール基金」40万円の助成金を贈呈していただきました。

4月から居住支援法人の事業を開始するに当たって、大手町事務所での居住支援相談室の工事を行いました。改築費用は国土交通省の経費として認められないとのことで、大変困っていました。久光博智会長に、きれいに改築した居住支援相談室を見学していただいた後、助成金の目録をいただきました。



協議会の久光会長（左端）と助成金目録を受け取った当NPOスタッフ

## 共同募金会交付式

令和4年度広島共同募金会社会課題解決プロジェクトに参加し、今年1月から3月まで皆さまからご支援いただいた募金等300万2,500円を、同会池谷公二郎会長から交付していただきました。今年度の事業費として大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



共同募金会の池谷公二郎会長（元広島カープ投手）から募金を交付していただく

## 浄土真宗本願寺派研修会で講演を実施

6月19日、浄土真宗本願寺派安芸教区広陵東組の重点プロジェクト研修会にお招きいただき、僧侶や仏教婦人会の方々へ、広島における貧困問題への取り組みについてお話ししました。シェルター利用者や卒業生にお送りしている絆ニュースを配布し、家電製品や食品など皆さまから寄付していただいた物品を希望者に提供し、喜ばれていることをお伝えしました。



僧侶や婦人会関係者を対象に広島の貧困問題について講演

# 「よりそい弁護士制度」がスタートしました！

弁護士 工藤 舞子



「よりそい弁護士制度」は、弁護士が罪に問われた人の社会復帰や再犯防止のために相談や支援活動に当たる制度です。

2023年2月に行われた広島弁護士会の定期総会にて、広島弁護士会として「よりそい弁護士制度」を実施することを決議しました。

2022年7月から広島刑務所での試行が始まり、広島刑務所内で刑務官同席のもと、アクリル板なしで受刑者と面会ができる取組みを実施していたところですが、その制度を正式稼働することになりました。

## Q1. どんな場合に利用できるの？

### ケース1 入口支援の場合

・不起訴処分などにより釈放された ・刑事裁判で執行猶予判決を受けた ・少年審判で保護観察処分になったといった場合に、生活保護の手続きや帰住先調整などの支援を行います。

### ケース2 出口支援の場合

刑務所や少年院から出る段階で、釈放・退院後の帰住先調整、就労先確保などの支援や借金への対応などの法的支援を行います。

## Q2. どんなことをしてもらえるの？

住居手続き、医療・福祉機関等への引継ぎ、就労窓口への引継ぎ、被害弁償、被害者への謝罪、成年後見の申立て、債務整理、自己破産、離婚、抹消された住民票の復活、失踪宣告の取消し、復学・進学に向けての調整などです。具体的なことについては、担当弁護士がご本人と相談した上で決まります。

## Q3. 誰が申込できるの？

- ・本人、家族（当面の間は、広島県内の矯正施設から広島県内に帰住する方が対象です）
- ・刑務所や少年院などの施設 ・保護観察所などの関係機関
- ・更生支援に関わる個人（保護司） ・更生支援に関わる団体（更生保護施設、NPO法人など）

## Q4. 利用の流れ

申込書を提出していただいたら、弁護士会で支援の可否を検討します。支援が可能と判断したら、名簿登録をしている弁護士から担当弁護士を選任します。

担当弁護士は、ご本人と相談をした上で、どこまで支援活動ができるのかを検討します。

## Q5. 料金は？

相談は無料です。

支援活動については、内容により費用の負担が発生する場合があります。具体的なことは担当弁護士からの説明をよく聞いてください。

始まったばかりの制度で、弁護士会の体制もようやく整ったばかりの状態ですが、利用していただくことで制度は作られていくと思いますので、是非ご活用ください。ご不明な点がございましたら、当面は工藤（法テラス広島：050-3381-1397）までご連絡ください。

6月6日開催の

# なんでも電話相談会

6月電話相談会結果報告

6月6日(火)午前10時から午後4時まで、広島弁護士会館で暮らしとこころの総合相談会を開催しました。今回の相談件数は32件(面談17件、電話15件)で、延べ37名の多様な専門家の方々に協力いただきました。

面談相談は予約制としたところ、当日までに17件の予約が入りました。面談相談の要望が多いと実感しました。

業務中の事故で労災を受けているが、金額が少なく生活が苦しい方、低収入のため金融機関から生活費を借り入れるようになったが、その後病気になり療養中で、さらに借金が膨らみ、医療費支払いのため生活保護と借金の整理が必要になった方、摂食障害や不登校を経験し、現在もうつ病で障害年金を受けているが、今後の生活が不安な方、働いていたが辞めることになり会社の寮から退去を求められたが、アパートの初期費用がなく光熱費も滞納し、所持金もわずかしかないという方、コロナ後



問い合わせに対応する相談員

遺症で疲れやすく、病院に行っても何もできないと言われて辛いという方など、法律問題のほか、こころの問題、医療・福祉的な問題など複合的な相談が寄せられました。

(相談件数) 32件(男性16名、女性16名)(30代5名、40代6名、50代4名、60代3名、70代以上8名、不明6名)  
(相談種別) ころ9件、借金8件、生活保護・生活苦5件、損害賠償4件、賃貸借2件、相続2件、労働2件、近隣関係2件、貸金2件、住まい2件

## 反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2023年6月30日まで  
(単位：世帯)

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	168	73	241
30代	294	67	361
40代	368	98	466
50代	294	63	357
60代	205	43	248
70代	103	31	134
80代	16	10	26
不明	16	27	43
合計	1473	430	1903

単身1,760 夫婦42 親子97 その他4

## シェルター利用者数の推移

(単位：世帯)

年度	利用者数	備考
2019	166	コロナ前
2020	157	コロナ禍
2021	143	〃
2022	125	〃

## 今後の相談会の予定

- ・2023年9月5日(火) 10時～16時  
暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催)  
(面談・電話)  
※会場 広島弁護士会館
- ・2023年12月5日(火) 10時～16時  
暮らしとこころの総合相談会(反貧困ネットワーク主催)  
(面談・電話)

## ●寄付のお願い

- ・米(玄米も可)、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ  
平日10:00～17:00 電話082-545-7709 または 電話090-4890-1579  
居住支援センターは 電話082-545-7705 まで

**[お知らせ] 8月盆時期の休業予定：8月11日(金)～16日(水)**

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
広島市中区東白島14-15  
NTTクレド白島ビル7階  
広島総合法律会計事務所内  
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200  
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費2,000円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- 賛助会員(個人)年会費5,000円
- 賛助会員(団体)年会費10,000円

ホームページ▼



広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島  
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島